

非常変災時における措置について（お知らせ）

令和8年6月1日より気象の警報などが大きく変わりました。それに伴い、大津市立学校園における気象警報発表時ならびに災害発生時の臨時休業等の判断基準が一部変更したため、学校の措置も変更しましたので、お知らせいたします。

つきましては、学校としましては非常変災時における措置に従い、生徒の皆さんの安全を期したいと考えておりますので、ご家庭におかれましては、テレビ・インターネット等の情報をご確認いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。ただし、**学校長が判断する場合のみ、デトル配信**をさせていただきます。

記

1. 「警報」（暴風を含む警報、特別警報（警戒レベル5）、危険警報（警戒レベル4）） 発令時における措置

伊香立学区は、「大津市北部」、「近江西部」、「滋賀県北部」に含まれます。

この3つの区域の中のどの範囲に警報が発令されても下記の措置をとります。

- (1) 当日の **午前7時** の時点で、暴風を含む警報 が発表されている場合は、その日は、「臨時休業」とします。
- (2) 当日の **午前7時** の時点で、『特別警報』、『危険警報』 が発表されている場合は、その日は「臨時休業」とします。
- (3) 当日の **午前7時以降** で、生徒が登校中、又は登校後に確実に 暴風を含む警報 又は、当該地域に『特別警報』、『危険警報』 の発表が見込めるときは、その日は**学校長の判断で**、「臨時休業」とすることがあります。また、通学路の状況を考え、終業時刻の繰り上げを行うこともあります。

※ 当日の **午前7時を基準とする前後の時間帯** に、暴風警報または特別警報が発表されていない状態で、次のいずれかの状況が発生している場合は、地域の実情に合わせて**学校長が判断し、必要に応じ「臨時休業」又は「始業時刻の繰り下げ措置」**の場合もあります。

- ① 警戒レベル3の大雨警報、氾濫警報、または大雪警報のいずれかが発表されている。
- ② 避難情報が発表され、伊香立中学校に避難所が開設されている（複数の発表等を含む）。
- ③ 大雨や大雪等の影響により、安全確保が難しい。

「臨時休業」又は「始業時刻の繰り下げ」の指示のない場合は、通常通り登校させていただくようお願いします。しかしながら、居住する地域によって天候が異なることも考えられますので、登校が可能かどうかは、ご家庭でご判断していただきますようお願いいたします。万一、ご家庭の判断で欠席される際には、学校に連絡をお願いいたします。

2. 「地震」発生時における措置

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）の地震の発生により、**大津市において震度5弱以上を観測**した場合は、その日は、「臨時休業」となります。

ただし、当日の登校や学校での活動の**安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業**を行います。

3. 「熱中症」における措置

- (1) 滋賀県に「**熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）**」が発表された場合、その翌日は臨時休養となります。また、翌日の中学校での部活動も停止となります。（土日祝日、夏季休業中）
- (2) 「**暑さ指数**」が**31度以上**の場合は、**体育の授業および、エアコンのない室内での活動、部活動は禁止**とします。ただし、**部活動は、空調設備のある室内での活動は可**とし、開始前、終了時は健康観察を行い、必ず教師が直接指導を行います。
- (3) **空調設備がない場所**において、「**暑さ指数**」が**28度以上31度未満**の場合は、**健康観察やこまめな水分補給**を行い、激しい運動や体温が上昇しやすい活動は避けることとします。

※「暑さ指数」については、環境省が発表する予測値や測定値を参考にしながら、暑さ指数計による実測値で判断するものとします。

4. 「武力攻撃事態」等における措置

前日の生徒の下校完了時刻から当日の午前7時までの間（前日が土日祝日の場合は該当の時刻）に、大津市国民保護計画による**武力攻撃事態等による警報**の伝達が、大津市から市民に対してあった場合は、その日は、「臨時休業」となります。

ただし、当日の登校や学校での活動の**安全が確保できる場合は、地域の実情に合わせて平常どおりの授業**を行います。